

令和8年度女性起業家育成事業業務委託 簡易評価型プロポーザル参加説明書

この説明書は、令和8年度女性起業家育成事業業務委託を受託する事業者のプロポーザルによる選考に関して、提案書の募集、審査及び特定等について定めるものである。

1 業務名

産イ委第11号 令和8年度女性起業家育成事業業務

2 業務の目的

本市では、年齢、性別、業種などに関わらず、幅広く市内の起業促進に向けた支援事業に取り組んでいる。また、学生の自由な発想と、長岡の企業が持つ幅広い分野の経営資源を融合した新産業創出や、次代に対応する人材育成を目指す NaDeC 構想に基づき、市内4大学1高専と長岡商工会議所と連携した起業支援を実施している。そこでは、高い技術やスキルを持つ学生のさらなる挑戦に向け、学生起業家育成に力を入れて取り組んでおり、起業に向けた段階的なプログラムを用いて各種事業を実施しているが、リーローンチパッドプログラムなど主に学生が対象となる事業においては、女性参加者26%と男女の参加率に大きな差がある。実際の女性参加者からも同姓の参加増加を望む意見も聞かれたことから、女子学生に起業への関心を深めてもらい将来の起業家育成につなげていきたい。そのためにも、キャリアの1つに起業があることを認識し、また「起業＝特別なもの、難しいもの」という意識を払しょくできるような、より若年層の女性が参加しやすい環境づくりやプログラムを設けることで、起業に向けた意識を高めることが必要である。

本業務は、市内の女子学生が起業への入り口として、「課題の本質を発見し、アイデアを形にして社会へ発信するプロセス」（＝デザイン思考のプロセス）を通して、自分のアイデアややりたいことが市内のビジネスの場でも生きることを体験し、将来の市内女性起業家育成や市内定着を促進することを目的とする。

3 業務実施期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、契約期間中に成果の一部の提出を求めることがある。

4 業務の内容

以下に記載する項目を業務内容（案）とし、具体的な業務実施手法や時期等については、本プロポーザルにより特定された者と本市が協議の上、決定する。

（1）デザインアワードの企画・広報・運営

① 内容

- ・市内企業の課題解決の提案や自分が起業する際のプラン発表など、市内で起業することを想像・体験できるようなテーマのデザインアワードを開催する。
- ・説明会の開催やアイデアを形するためのメンタリング支援など、参加者のサポートを

行う。

- ・デザインアワードの開催に先立ち、起業について知ってもらうための気軽に参加できる先行イベントを実施する。(1回)
- ・先行イベントのゲストや支援メンター、審査員等各プロセスの講師やゲストを選定する。
- ・参加者募集や審査・表彰式に向け、広く広報活動を行う。
- ・参加申込を受け、参加者の管理を行う。
- ・市有施設を会場とする場合は、使用の手続きは市が行う。

② 実施時期

令和8年7月～12月上旬

(審査・表彰式は令和8年11月下旬～12月上旬にミライエ長岡東館開館記念イベントと共同開催する予定)

③ 定員

20人～30人程度(市内高校・専門学校・大学等に通う女子学生、グループ参加も可)

(2) 受賞作品の実装・実証実験等

①内容

- ・市内企業や大学と連携し、受賞したアイデアの社会実装もしくは実証実験を行う。
- ・全参加者向けに、アフターフォローとして今後の起業イベントや支援制度を適宜紹介する。

②実施時期

令和9年1月～3月

(3) 広報

広く一般市民に効果的な広報媒体を用いて周知を図る。なお、市の広報媒体(市政だより、市公式ホームページ、市公式SNS)は市で広報する。

5 委託上限額

本業務の委託上限額は、2,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)を予定している。委託料の提案は、11(3)「参考見積書」の提出により行うこと。

6 事業者の選考形式

簡易評価型プロポーザル

7 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要する。

- (1) 令和元年度以降に、本業務の内容と同種の業務または類似の業務を実施した実績を有すること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) その構成員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 民事再生法、会社更生法、破産法に基づき、手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及び構成員、その利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

8 失格基準

次の事項のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加説明書に定められた方法によらず、提案書その他の提出書類が提出されたとき。
- (2) 提案書その他の提出書類について、記載すべき事項が記載されていないとき。
- (3) 提案書その他の提出書類について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (4) 本業務のプロポーザル手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明したとき。
- (5) 市が定める委託上限額を超えて委託料の提案をしたとき。
- (6) 不法行為等、本業務の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

9 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の方法により「簡易評価型プロポーザル参加表明書」（様式 1-1 または 1-2）を提出すること。また、本市の入札参加資格名簿に登録されていない者は、「誓約書」（様式 2）も併せて提出すること。

(1) 提出方法

郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限必着）、電子メールとする。ただし、電子メールの場合は、必ず着信を電話で確認し、原本は後日郵送すること。

(2) 提出先

長岡市商工部産業イノベーション課

住所 〒940-0062 新潟県長岡市大手通 2 丁目 6 フェニックス大手イースト 6 階

電話 0258-39-2402

電子メール sangyou-seisaku@city.nagaoka.lg.jp

(3) 提出期限

令和 8 年 5 月 11 日（月曜日）午後 5 時まで

10 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」（様式 3）によ

り、電子メールで送信するとともに、メール送信後に必ず着信を電話で確認すること。なお、軽易な事実確認を除き、電話等による個別の問い合わせには応じない。

(1) 質問の受付回答課

長岡市商工部産業イノベーション課

電子メール sangyou-seisaku@city.nagaoka.lg.jp

(2) 提出期限

令和8年5月18日(月曜日)午後5時まで

(3) 質問への回答

令和8年5月25日(月曜日)までに参加者全員に電子メールにより回答する。

11 提案書

(1) 提出方法

参加申し込みをした者は、郵送(配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着。)により提案書を提出すること。

ア 提出部数

- ・ 正本1部(様式4を表紙とする)
- ・ 副本8部(正本の写し)

イ 提出先

長岡市商工部産業イノベーション課(参加表明書の提出先と同じ)

ウ 提出期限

令和8年6月1日(月曜日)午後5時まで

(2) 提案書の基本事項

本プロポーザルは、本業務に係る提案を求めるものであり、業務の具体的な内容や成果品の一部を作成及び提出するものではない。具体的な業務内容は、提案書に記載された取組方法を反映し、本市が提示する資料に基づいて協議・決定し、契約を締結した上で開始する。

(3) 提案書の項目

審査の対象となる下記事項について、資料を作成すること。

ア 会社概要/団体概要(様式任意)

- ・ 社名または団体名
- ・ 本社及び市内の支社、支店、営業所等の所在地/団体の場合、事務所の所在地
- ・ 資本金/団体の場合、資産額
- ・ 従業員数(本社及び支社、支店、営業所別)/団体の場合、会員数
- ・ 業務内容

イ 業務実施体制(様式5)

ウ 業務管理者の経歴等(様式6)

エ 主たる担当者の経歴等(様式7)

オ 企画提案(様式任意)

「2 業務の目的」及び「4 業務の内容」を踏まえ、企画・運営の具体的方法(各

段階の内容、講師等)について、イメージできるよう提案すること。

なお、提案内容には、次の点を必ず記載すること。

- ① 各プロセスの内容、講師・審査員等の候補
- ② 参加者の増加や主体的な活動を促す取り組み(広報計画等)
- ③ 市内企業や大学と連携するためのアイデア

カ 業務スケジュール(様式任意)

キ 参考見積書(様式任意)

本業務の所要経費について、算出内訳が分かるように記載し、見積額は「5 委託上限額」の範囲内とすること。

見積額は税込みとし、代表者名を記名すること。

(4) 提案書の書式等

ア 文字の大きさは10.5ポイント以上とし、モノクロ・カラーは問わない。

イ (3)「オ 企画提案」は10ページを上限とし、ページ番号をふること。

ウ 提案書は片面印刷とし、左上1か所をホチキス止めすること。

12 選考方法

選考委員会において、提案書の内容、本業務に対する提案者の意欲や理解力等を確認するためのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、選考評価基準に基づき点数化し、最優秀者及び次点者を決定する。

(1) 選考評価基準

別紙「簡易評価型プロポーザル提案書評価要領」のとおりとする。

(2) 実施日

令和8年6月8日(月曜日)午後(予定)にプレゼンテーション及びヒアリングを行う(オンライン可)。時間及び会場等は参加者に別途通知する。

(3) 実施要領

ア 提案者は、11「(3) 提案書の項目」についてプレゼンテーションを行うこと。

イ 提案者は3名までとし、主たる説明者は配置予定の業務管理者とすること。

ウ 提案者の説明時間は20分間とし、その後質疑応答を15分間予定している。

エ 追加資料の配布はできないが、プロジェクターやパネル等で追加情報を提示することは可能とする。

13 選考結果の通知

選考結果は、参加者全員に書面で通知する。選考されなかった者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができる。

14 契約

本市と最優秀者双方で協議の上、仕様書に定めた後に見積合わせを行い、合意ができれば随意契約を締結する。ただし、合意に至らなかった場合は、次点者に書面により通知し、本業務に係る協議を行う。

15 留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 特定した提案書に記載された内容の著作権は、本市に無償・無条件で帰属するものとする。また、特定しなかった提案書に記載された内容の著作権は、本市に帰属しない。
- (4) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、長岡市情報公開条例（平成7年長岡市条例第33号）に基づき、提出書類を公開することがある。

16 スケジュール

令和8年4月27日（月）	公募開始
5月11日（月）	参加表明書、誓約書提出期限
5月18日（月）	質問書提出期限
5月25日（月）	質問書回答期限
6月1日（月）	提案書提出期限
6月8日（月）	プレゼンテーション及びヒアリングの実施
6月中旬	選考結果の通知

17 様式

本プロポーザルで使用する様式の電子データは、長岡市ウェブサイトに掲載しているので、適宜ダウンロードすること。

【簡易評価型プロポーザル方式】令和8年度公告一覧

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/sangyou/cate09/propo/r08propo.html>